

9. 師 範 学 校 令

- ① 1886 (明治19) 年 4 月10日に 出された 勅令
- ② 小学校・中学校・帝国大学とは別に、教員養成のため師範学校制度を確立
- ③ 師範学校を高等・尋常の二つに分け、文部大臣が管理する高等師範学校は東京に一か所設置、地方税で経費を支弁する尋常師範学校は各府県に一か所設置
- ④ 卒業後の服務義務を負わせ、在学中の学資を支給

解説

1886 (明治19) 年に師範学校令が公布され、日本の師範教育制度は第一歩を踏み出した。それ以前にも師範教育はあったが、全国的に整備されたものではなかった。この師範教育制度の改革に尽力したのは文部大臣森有礼であった。森は文相就任以前、1885 (明治18) 年 8 月東京師範学校の監督に就任し、師範教育に関わっていたが、国民教育の根本は師範教育にあると考え、師範教育の理念を制度の整備によっても実現しようと努めた。

資料

朕師範学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(中略)

勅令第十三号

師範学校令

- 第一条 師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス
但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス
- 第二条 師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス
- 第三条 高等師範学校ハ東京ニ一箇所尋常師範学校ハ府県ニ各一箇所ヲ設置スヘシ
- 第四条 高等師範学校ノ経費ハ国库ヨリ尋常師範学校ノ経費ハ地方税ヨリ支弁スヘシ
- 第五条 尋常師範学校ノ経費ニ要スル地方税ノ額ハ府知事県令其予算ヲ調整シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六条 師範学校長及教員ノ任期ハ五箇年トス満期ノ後猶ホ継続スルコトアルヘシ
- 第七条 尋常師範学校長ハ其府県ノ学務課長ヲ兼ヌルコトヲ得
- 第八条 師範学校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ関スル規則ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第九条 師範学校生徒ノ学資ハ其学校ヨリ之ヲ支給スヘシ
- 第十条 高等師範学校ノ卒業生ハ尋常師範学校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜ニ依リ各種ノ学校長及教員ニ任スルコトヲ得
- 第十一条 尋常師範学校ノ卒業生ハ公立小学校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜ニ依リ各種ノ学校長及教員ニ任スルコトヲ得
- 第十二条 師範学校ノ学科及其程度並教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

出典…内閣官報局『官報』第八二九号(一八八六年四月十日)
国立国会図書館デジタルコレクションより

10. 師 範 教 育 令

- ① 1897（明治30）年10月9日に出された勅令
- ② 高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校による、中等学校と初等学校の教員養成体制が確立
- ③ 高等師範学校および女子高等師範学校は東京に各一校を設置、師範学校は北海道および各府県に各一校もしくは数校を設置と改めた

解説

1897（明治30）年、「師範学校令」を廃して「師範教育令」を公布し、高等師範学校および女子高等師範学校は東京に各一校を設置し、師範学校は道府県に各一校もしくは数校を設置することに改めた。また私費生も認めることになった。

師範教育令の公布は正教員の需要に応えることを目的として、師範学校は急速に拡充された。

参考文献：文部省『学制百年史』（記述編）（帝国地方行政学会、1972年）

資料

朕師範教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

師範教育令

- 第一条 高等師範学校ハ師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス女子高等師範学校ハ師範学校女子部及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
- 前三項ニ記載シタル学校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ
- 第二条 高等師範学校及女子高等師範学校ハ東京ニ各一校ヲ設置シ師範学校ハ北海道及各府県ニ各一校若ハ数校ヲ設置ス
- 第三条 高等師範学校及女子高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ師範学校ハ地方長官ノ管理ニ属ス
- 第四条 師範学校ノ経費北海道及沖縄県ヲ除クハ府県税又ハ地方税ノ負担トス
- 第五条 師範学校ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第六条 高等師範学校女子高等師範学校及師範学校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第七条 高等師範学校女子高等師範学校及師範学校生徒ノ学資ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ学校ヨリ支給スヘシ前項ノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生ヲ置クコトヲ得
- 第八条 高等師範学校女子高等師範学校及師範学校ノ学科及其ノ程度並教科書ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九条 師範学校ニ予備科小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得
- 附則
- 第十条 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス
- 明治十九年勅令第十三号師範学校令ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス
- 第十一条 他ノ法令中尋常師範学校トアルハ本令施行ノ日ヨリ当然師範学校ト改正セラレタルモノト看做ス

出典…内閣官報局『官報』第四二八三号（明治三〇年一〇月九日）
国立国会図書館デジタルコレクションより

11. 東京府女子師範学校設置

- ① 1900（明治33）年2月27日東京府女子師範学校設置
- ② 東京府女子師範学校は小石川区竹早町に設置、東京府立第二女子高等女学校（現・都立竹早高等学校）が併設

解説

東京府女子師範学校はこの地にあった東京府師範学校が青山北町に移転した後に、校舎等の学校施設や附属小学校等を受け継いで創設された。東京府では二校目の師範学校で、独立した公立女子師範学校としては、大阪府、新潟県とともに最も早い設立であった。生徒のほとんどが学資を給付される公費生で、一部私費生も在籍した。

①
文部省告示第四十七号

先ニ認可シタル東京府東京市赤坂区青山北町ニ設置ノ師範学校ハ東京府師範学校ト称シ同府同市小石川区竹早町ニ設置ノ師範学校ハ東京府女子師範学校ト称ス

明治三十三年二月二十七日 文部大臣 伯爵樺山資紀

②
文部省告示第四十八号

東京府第二高等女学校ヲ東京府女子師範学校ニ併設ノ件認可セリ

明治三十三年二月二十七日 文部大臣 伯爵樺山資紀

出典…内閣官報局『官報』第四九九四号（明治三十三年二月二十七日）
国立国会図書館デジタルコレクションより

12. 臨時教員養成所設置

- ① 1902（明治35）年3月28日の勅令に基づき設置
- ② 初等教育の就学率の上昇に伴い、中等教育機関が増設、急増する中等教育機関の教員養成のために、東京帝国大学等に設置された教員養成機関

解説

初等教育の就学率の上昇に伴い中等教育機関が増設され、中等教育機関の教員養成は高等師範や女子高等師範だけでは足りず、東京帝国大学（東京大学の前身）、第一高等学校（東京大学教養学部の前身）、第二高等学校（東北大学の前身）、第三高等学校（京都大学の前身）及び東京外国語学校（東京外国語大学の前身）、さらに明治39年に女子高等師範学校（お茶の水女子大学の前身）に、それぞれ臨時教員養成所が設置され、国語漢文、博物、物理化学、数学、英語、家事科などの担当教員を養成した。

参考文献：陣内靖彦『東京・師範学校生活史研究』（東京学芸大学出版会、2005年）

資料

朕臨時教員養成所官制ヲ裁可シ並ニ之ヲ公布セシム

臨時教員養成所官制

第一条 臨時教員養成所ハ師範学校中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二条 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝国大学及直轄諸学校内ニ之ヲ置ク

第三条 臨時教員養成所ハ当該帝国大学総長及直轄諸学校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第四条 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク教授ハ奏任トシテ各所ヲ通シ専任九人ヲ以テ定員トス生徒ノ教授ヲ掌ル書記ハ判任トシ各所ヲ通シ専任五人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ囑託シ授業ヲ担任セシムルコトヲ得

第五条 臨時教員養成所ノ名称ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

出典：文部省『学制百年史』資料編（帝国地方行政学会、一九七二年）一八〇頁

13. 師範学校規程の制定と青山師範学校

- ① 1907（明治40）年の師範学校規程の制定により、東京府師範学校は青山師範学校へと校名が変更となり、本科において、一部（高等小学校卒）、二部（中学校卒）として募集
- ② 新規程により、青山師範学校でも、第一種講習科（尋常小学校本科正教員の養成）と第二種講習科（小学校教員免許を有する者への講習）が設置
- ③ 1918（大正7）年、商業補習学校が設置

解説

1907（明治40）年に、師範学校規程の制定に伴い、東京府師範学校は青山師範学校へと名称を変更した。この改定は、尋常小学校の義務教育年限が延長されたことに関連し、1908（明治41）年の豊島師範学校設置の契機になる。変更点として、本科では、中学校を卒業した生徒を二部生として募集した。二部生が履修する課程は、1年間で小学校教員の養成をめざすが、寄宿舍がなく、境遇も異なるために、高等小学校卒業程度の一部生と対立することもあったという。第一種講習科の人気は振るわず、募集状況は厳しかった。

参考文献：東京府青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』（加藤文明社、1936年）



門 正



舎 宿 寄



面 側 館 本

青山舊校舎竣工當時
——明治三十四年四月——

開設当時の正門・校舎・寄宿舍

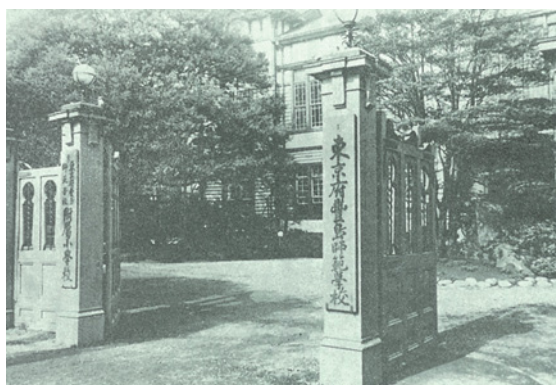
出典：東京府青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』（1936年）より

14. 豊島師範学校の開校

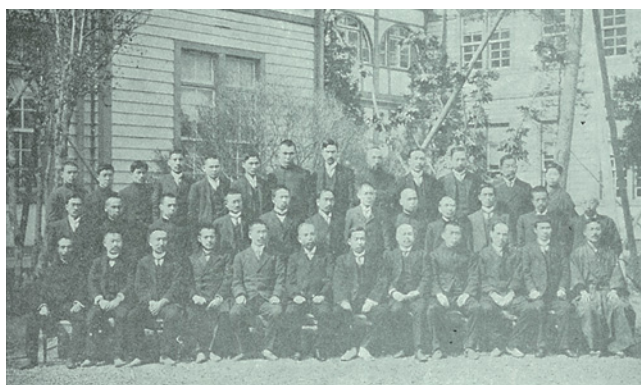
- ① 1908（明治41）年、東京府は東京府豊島師範学校の設置を告示し、翌1909（明治42）年に開校
- ② 1910（明治43）年、東京府豊島師範学校に農業科を設置、農業実習地、寄宿舎が設置された
- ③ 1911（明治44）年、東京府豊島師範学校に附属小学校（尋常科、高等科合計九学級、児童数273名）が開校

解説

1908（明治41）年に、東京府は東京府豊島師範学校を北豊島郡巢鴨村大字池袋（豊島区）に設置した。東京府にはすでに、東京府師範学校と東京府女子師範学校があったが、人口の都市集中と義務教育年限延長による就学児童の急増に教員供給数の増加が急務となり、東京府豊島師範学校の創設となった。従来の東京府師範学校は、青山師範学校と改称される。師範学校規程に伴い、豊島師範学校にも、本科に第一部（高等小学校卒業者を対象）と第二部（中等学校卒業者）の課程が設置された。



開校当時の正門と校舎



開校当時の職員の様子

出典：撫子会記念事業実行委員会『撫子八十年』（1988年）より

15. 臨時教員養成所の再設置

- ① 1922（大正11）年、臨時教員養成所が再設置され、不足していた中学校や高等女学校の教師養成を担当
- ② 修業年限は2 ヶ年で、多くは学費を徴収しない
- ③ 臨時教員養成所の倍率は高く、難関に

解説

大正期後半になると、中学校や高等女学校が全国的に新設され、受験競争の激化と中等学校の教員不足が社会的な問題になった。これに対応して、1922（大正11）年4月に臨時教員養成所規程が改正され、この年に4校の臨時教員養成所が開校された。その後、1929（昭和4）年までに、計16校の臨時教員養成所が設置され、卒業生は、中学校や高等女学校の教師になった。教員養成所の修業年限は2 ヶ年であり、学費を徴収しないところが多かった。このため、養成所入学の倍率は高かった。

参考文献：東京都教育研究所『東京都教育史通史編三』（1996年）

表 大正期に設置された臨時教員養成所

名 称	設置した学校	開始期日
第一臨時教員養成所	東京高等師範学校	1922（大正11）年
第二臨時教員養成所	広島高等師範学校	1922（大正11）年
第三臨時教員養成所	奈良女子高等師範学校	1922（大正11）年
第四臨時教員養成所	東京音楽学校	1922（大正11）年
第五臨時教員養成所	大阪外国語学校	1923（大正12）年
第六臨時教員養成所	東京女子高等師範学校	1918（大正7）年
第七臨時教員養成所	京都帝国大学	1923（大正12）年
第八臨時教員養成所	九州帝国大学	1923（大正12）年
第九臨時教員養成所	東北帝国大学	1923（大正12）年
第十臨時教員養成所	第四高等学校	1923（大正12）年
第十一臨時教員養成所	浜松高等工業学校	1923（大正12）年
第十二臨時教員養成所	東京外国語学校	1926（大正15）年
第十三臨時教員養成所	第五高等学校	1926（大正15）年

出典：東京都立教育研究所『東京都教育史通史編三』、pp.333-338（1996年）より作成

17. 青山師範学校の敷地の沿革

- ① 青山師範学校は前身校も含めて移転を繰り返している
- ② 世田谷区の土地は現在附属高校に

解説

青山師範学校は前身校も含めて移転を繰り返している。青山師範の前身である東京府小学教則講習所は1873年に東京府庁構内（内幸町）に置かれた。東京府庁は1867（慶応4）年8月に元・大和郡山藩柳沢家の上屋敷の地に正式に開庁した。その後、東京府尋常師範学校は1889年8月に内幸町から小石川区竹早町に移転、さらに1900年4月東京府師範学校は竹早から赤坂区青山北町に移転した。青山校舎の敷地は元・安芸広島藩松平（浅野）家内証分屋敷の跡地などであった。青山師範は1936年4月に青山から世田谷区下馬に移転した。現在も青山師範の下馬校舎が東京学芸大学附属高等学校の校舎として利用されている。



①



③

青山北町時代の校舎跡・附近の様子（2016年10月撮影）



②

①左上：善光寺山門

【善光寺は1900年に青山師範学校が移転してきた
当時からあった隣接地の寺院】

②左下：「青山師範学校の跡」記念碑

【1972年建立。現在青山児童館そばにある】

③右：都営青山北町アパート内の様子

【青山師範が移転後、建物は米軍の空襲で焼失し、
その後に都営アパートが建てられた】

©2016年10月 小正展也撮影